

2013 年知的財産執行共同戦略計画を公表

2013 年 6 月 26 日

JETRO NY 諸岡

知的財産執行調整官 (Intellectual Property Enforcement Coordinator, IPEC¹) は 2013 年知的財産執行共同戦略計画²を公表した³。

この共同戦略計画は、2010 年 6 月に初めて策定された知的財産執行共同戦略計画⁴を改定⁵するものであり、商務省、農務省、国防総省、司法省、国土安全保障省、米国通商代表部 (USTR)、著作権局等の幅広い連邦機関の協力を得て策定されている。

2013 年版共同戦略計画は、知的財産の侵害等が米国経済及び国際競争力に深刻な脅威をもたらすことから、知的財産の執行を強化するとの認識の下、

- 米国の雇用創出
- 米国企業の国際競争力の促進
- 公衆衛生及び安全性の確保
- 米国市民の権利の保全

を重視、さらに、

- 特許訴訟制度の濫用
- 海外政府による市場アクセスの制限
- 新技術がもたらす問題 (携帯端末のアプリケーション⁶、3D 印刷⁷)

等を、今後の議論が必要な項目として挙げている。

その上で、次の 6 分野における具体的なアクションを定めている。

¹ 当該ポストの設置以降 Victoria Espinel 氏がつとめている。

² 2013 Joint Strategic Plan for Intellectual Property Enforcement

³ [同戦略計画](#) (PDF)

⁴ [2010 年版知的財産執行共同戦略計画](#) (PDF)

⁵ 2010 年 6 月 23 日付 NY 発知財ニュース：[米政府、「模倣品・海賊版対策に係る共同戦略プラン」を公表](#) (PDF) 参照

⁶ 侵害コンテンツを提供するアプリケーションや、アプリケーションそれ自体の海賊版。

⁷ 侵害品の製造が容易となる。

1. 連邦政府による模範指導
2. 透明性と民間へのアウトリーチ
3. 効率性と連携の確保
4. 国際的権利執行
5. サプライチェーンの保護
6. データ重視型政府

各分野における具体的なアクションは以下の通り。

1. 連邦政府による模範指導

- 政府調達サプライチェーンを模倣品から保護する。
- 連邦政府が合法ソフトウェアを使用するようにする。

2. 透明性と民間へのアウトリーチ

- 知的財産政策の策定及び国際交渉における透明性を向上させる。
- 法執行に関するステークホルダーとのコミュニケーションを向上させる。
- 国際貿易委員会(ITC)による差止処分の執行手続を評価する。
- (他者の著作権物を利用する)作家(authors)に対して、公正使用(Fair Use)について教育する。
- 公共における(知的財産権侵害行為についての)認識を向上させる。

3. 効率性と連携の確保

- 知的財産権を保護するための国家レベルでの執行の取り組みを向上させる。
- 最先端技術と専門知識を活用し、執行の有効性を向上させる。
- 海外駐在職員による効果を向上させる。
- 海外諸国に対するキャパシティビルディング及びトレーニング活動を調整する。
- (小額訴訟の仲裁制度など)権利行使における(訴訟以外の)代替手段を検討する。

4. 国際的権利執行

- 海外の執行機関との連携を強化する。
- 国際機関を通じた知的財産執行を強化する。
- 通商政策を通じて、米国の知的財産執行を促進する。

- 米国の知的財産権を侵害する海外又は海外によりコントロールされているウェブサイトに対抗する。
- ICANN⁸において知的財産を保護する。
- 海外市場における米国の小企業、中小企業をサポートする。

5. サプライチェーンの保護

- 国土安全保障省による国境における模倣品の特定に関する情報共有を拡大する。
- 国際便や速達サービスを使って郵送される模倣品への対策を拡大する。
- インターネット上の知的財産侵害と違法医薬品を減少させるための自主的な取り組みを促進する。
- 模倣医薬品・医療機器に対抗する。

6. データ重視型政府

- 執行を改善することを目的とした法律改正の必要性を確認するため、国内法を包括的に見直す
- 知的財産を重視する産業界の経済効果を評価する。
- 知的財産執行活動に費やした政府のリソースを監督する。

(了)

⁸ The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers。インターネット上のIPアドレスやドメイン名などを調整・管理する。